

# 板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

令和3年3月9日（火）午前11時43分開会

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 審査事項
  - (1) 議案第16号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第9号）について
    - ① 予算説明
    - ② 質疑
    - ③ 採決
  - (2) 議案第17号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
    - ① 予算説明
    - ② 質疑
    - ③ 採決
  - (3) 議案第18号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
    - ① 予算説明
    - ② 質疑
    - ③ 採決
4. 閉 会

---

○出席委員（12名）

森 田 義 昭	委員長	小 野 田 富 康	副委員長
亀 井 伝 吉	委員	本 間 清	委員
小 林 武 雄	委員	針ヶ谷 稔 也	委員
荒 井 英 世	委員	今 村 好 市	委員
黒 野 一 郎	委員	青 木 秀 夫	委員
市 川 初 江	委員	延 山 宗 一	委員

○欠席委員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原 実 町 長
中 里 重 義 副 町 長
赤 坂 文 弘 教 育 長

落	合		均	総務課長
根	岸	光	男	企画財政課長
丸	山	英	幸	税務課長
峯	崎		浩	住民環境課長
橋	本	宏	海	福祉課長
小	野	寺	雅	健康介護課長
伊	藤	良	昭	産業振興課長
高	瀬	利	之	都市建設課長
多	田		孝	会計管理者兼 会計課長
小	野	田	博	教育委員会 事務局 会長
伊	藤	良	昭	農業委員会 事務局 会長

---

○職務のため出席した者の職氏名

小	林	桂	樹	事務局 長
小	野	田	裕	庶務議事係 長
伊	藤	泰	年	行政庶務係 長兼 議会議務局書記

開 会 (午前 11 時 43 分)

○開会の宣告

○小林桂樹事務局長 それでは、ご連絡したお時間よりも若干早いですが、全員おそろいとなっておりますので、ただいまから予算決算常任委員会を開会させていただきます。

---

○委員長挨拶

○小林桂樹事務局長 開会に当たりまして、森田委員長より挨拶をお願いいたします。

○森田義昭委員長 こんにちは。先ほどの本会議において本委員会へ付託されました補正予算関係議案について審査を行います。委員及び執行部の皆様、よろしくお願いいたします。

なお、各委員からの質問は、慣例により行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○小林桂樹事務局長 それでは、早速審査に入りたいと思います。ここからは森田委員長に進行をお願いいたします。

---

○議案第 16 号 令和 2 年度板倉町一般会計補正予算（第 9 号）について

議案第 17 号 令和 2 年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について

議案第 18 号 令和 2 年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○森田義昭委員長 それでは、本委員会に付託されました補正予算関係の 3 議案について審査を行います。

まず初めに、議案第 16 号 令和 2 年度板倉町一般会計補正予算（第 9 号）について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

根岸企画財政課長。

○根岸光男企画財政課長 それでは、議案第 16 号 令和 2 年度板倉町一般会計補正予算（第 9 号）についてご説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 1 億 4,635 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 76 億 5,792 万 8,000 円とするものであります。今回補正する事業数多いものですので、説明が少し長くなりますが、ご了解いただきたいと思います。

2 ページから 4 ページについては、町長の提案理由のとおりでありますので、省略させていただきます。

5 ページを御覧ください。第 2 表、繰越明許費補正の追加と変更であります。初めに、追加であります、2 款 1 項感染症対策費、避難所感染予防対策事業（電気自動車配備）であります、1,143 万円です。これについては、納車が 3 月末までに完了しないための繰越しとなります。

同じく感染症対策費、役場庁舎オンライン会議環境整備事業 1,135 万円です。これについてはオンライン関連の全国的な需要の増加によりまして、業者の対応が間に合わないための繰越しとなります。

次に、2 款 3 項戸籍住民基本台帳費、戸籍整備事務であります。642 万 4,000 円です。戸籍システム改修が年度内に完了しないためであります。

次に、6 款 1 項農業費、町単独土地改良事業 1,380 万円です。これについては下五箇地区の水路のり面工事が年度内に完了しないためであります。合計いたしまして 4,300 万 4,000 円です。

次に、変更です。2 款 1 項感染症対策費、補正前ですけれども、事業名、新型コロナウイルス感染症対応

地方創生シティプロモーション事業、補正前が1,187万円、補正後が580万円です。これはシティプロモーション事業のうち、PR看板設置予算607万円を減額しての繰越しであります。

次に、4款1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、補正前の金額が1,799万8,000円、補正後が4,006万8,000円であります。これは先ほどの2月専決処分1,799万8,000円に、この後説明いたします3月補正の2,207万円を合わせて繰越しをするものであります。

次に、6ページです。第3表、債務負担行為補正の追加と廃止であります。初めに、追加ですけれども、渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団の債務にかかる損失補償でございますが、期間を令和3年度、7,418万9,000円を限度として債務保証するものであります。アクリメーション振興財団については、現在、約26億5,000万円の借入金がありますが、板倉町分としてそのうち2.8%を債務保証するものです。

次に、廃止です。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費人材派遣委託料ですが、先ほどの2月専決で3月末までの事業費のみ専決補正をしていました。契約の関係で4月以降分も同時に行うために債務負担行為としていましたけれども、その後、国からの指示により3月補正で4月以降分も予算化をして、2月専決分と3月補正計上分を合わせて繰越しをするとのことであり、債務負担行為は不要となったための廃止であります。

次に、7ページをお願いします。第4表、地方債補正の追加と変更であります。追加の1段目、事業名が県営五箇谷地区ほ場整備事業、2段目、県営城沼水路地区整備事業の2つの事業は、下段の変更の2段目、3段目、公共事業等債による起債を予定していましたが、国の補正予算で認定した県の事業は、国土強靱化緊急対策事業に選定されたために、起債の種類を国土強靱化緊急対策事業債に変更するものであります。金額については、五箇谷地区ほ場整備事業について限度額が1,080万円、城沼水路地区整備事業については980万円限度ということです。

3段目、減収補てん債1,790万円は、国、県が交付する地方消費税交付金、またゴルフ場利用税交付金等ですけれども、当初国が予定した額まで交付が届かないために、その分について減収補てん債を起すことを可能としたもので、これについては今年度限り特例で、翌年度以降に交付税措置されるために起債をするものであります。

下段の変更の起債6件、それぞれ事業費の確定見込みによる限度額の変更となります。一番上の旧庁舎解体撤去事業の公共施設等適正管理推進事業債、補正前の限度額が4,050万円であったのを補正後は2,800万円に変更です。

次の五箇谷地区ほ場整備事業、公共事業等債につきましては、1,800万円が補正前ですが、補正後は360万円に変更であります。次の城沼水路地区整備事業についても1,060万円を350万円に変更。次の公共施設等適正管理推進事業債、道路長寿命化事業については、補正前が900万円を890万円に変更。次に、橋梁長寿命化事業の公共事業等債を補正前810万円を870万円に、これは追加になります。次に、八間樋橋解体撤去事業、公共事業等債、200万円を120万円に変更するものであります。

次に、8ページ、9ページは歳入歳出予算補正事項別明細書の総括表になります。10ページ以降で詳細を説明いたしますので、10ページを御覧ください。初めに、歳入であります。年度末ということで各事業の実績見込みや歳出額確定に伴う補正であります。説明については金額の大きいものについて説明し、歳出において内容の説明をいたします。

初めに、真ん中ですけれども、14款1項1目総務使用料、町営駐車場使用料1,290万円の減額です。新型コロナウイルスの影響により、駐車場利用者の減少の影響であります。

次に、15款1項1目民生費国庫負担金、2節の障害者福祉費負担金、これについては右の3つの負担金で1,075万円の減額であります。これについては歳出減に伴う歳入の減額となります。

次の3節児童福祉費負担金、これについても右の3つの負担金で1,495万5,000円の減額です。それぞれ実績見込みによる歳出の減額補正に伴うものであります。

次、11ページです。15款2項1目総務費国庫補助金、1節の総務管理費補助金です。全体で2,022万7,000円の追加であります。内訳としますと上の2つが特別定額給付金の上が事務費の補助金1,545万5,000円の減額、2段目が同じく定額給付金の事業費の補助金の360万円の減額であります。それぞれ事務費、事業費、事業費確定による減額となります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,928万2,000円の追加です。これについては臨時交付金は、国の交付見込み決定に伴う追加となります。

次に、2節戸籍住民基本台帳費補助金、これについても右の3つの補助金の増減がありますが、トータルいたしますと169万円の追加となります。事業費確定に伴う増減であります。

次に、1つ空けまして、3目衛生費国庫補助金、1節の保健衛生費補助金であります。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,270万円の追加であります。ワクチン接種事務費を国が補助するものであります。

次に、1つ空けまして土木費国庫補助金、1節の道路橋梁費補助金ですが、防災・安全交付金（橋梁長寿命化・撤去）でありますけれども、275万円の減額です。歳出減に伴う減額であります。

次、12ページです。下の枠の16款1項1目民生費県負担金、2節の障害者福祉費負担金、先ほどの国庫と同様であります。3つの県費のトータルが537万5,000円の減額であります。

次の3の児童福祉費負担金、この県費についても先ほどと同様であります。811万3,000円の減額です。共に歳出の減に伴う減額、歳入減となります。

次に、13ページをお願いいたします。16款2項2目民生費県補助金、4節の児童福祉費補助金であります。説明欄の2つの県費合わせますと251万4,000円の減額であります。それぞれ補助額確定による減額であります。

1つ空けまして、4目農林水産業費県補助金、1節の農業委員会費補助金、農地集積集約化対策事業費補助金109万円の減額です。歳出減による減額であります。補助対象となる土地の貸借が少なかったということでもあります。

次、2節の農業振興費補助金、これについても右の説明欄の6つの事業の補助金等がありますが、トータルいたしますと532万9,000円の減額であります。それぞれ歳出の増減に比例した交付金、補助金の増額、減額であります。

次、14ページです。一番下の18款1項1目一般寄附金、2目指定寄附金であります。それぞれふるさと納税関連です。1節の一般給付金のほうが900万円の追加、指定寄附金のふるさと納税が610万円の追加であります。それぞれふるさと納税の納税額見込みによる追加となります。

次、15ページです。19款2項1目財政調整基金繰入金、財政調整基金繰入金として1億4,122万9,000円の

減額です。歳出総額の減額に伴いまして、繰入れが不要となったための減額であります。

次が、16ページをお願いいたします。16ページ、町債であります。これについては先ほど7ページの第4表、地方債補正で説明したとおりであります。それぞれ歳出の事業費確定に伴う補正でありますので、説明は省略させていただきます。

次に、17ページを御覧ください。歳出になります。2款1項3目財政管理費、ふるさと納税事業94万円の追加であります。ふるさと納税の増加による返礼品支払額の増加に伴う追加となります。

次に、1つ空けまして13目交通対策費、上から3つ目、路線バス（館林・明和・板倉線）車両更新事業992万5,000円の減額であります。路線廃止により車両の更新取りやめとなったためであります。

次、無料コミュニティバス運行事業90万円の追加です。これについては令和3年4月からの運行準備のための費用であります。

次に、18ページです。16目感染症対策費、特別定額給付金給付事業1,905万1,000円の減額です。これについては昨年支給した10万円の支給金である給付金であります。事業費確定による減額となります。

次です。新型コロナウイルス感染症対策生活支援給付金事業91万5,000円の減額です。これについては昨年支給いたしました5,000円の支給金であります。これについての事業費確定による減額となります。

一番下です。新型コロナウイルス感染症対応移住支援事業2,100万円の減額です。これはニュータウン移住者への70万円の支援金であります。事業費確定による減額となります。

次に、19ページです。同じく感染症対策費ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生シティプロモーション事業607万円の減額であります。シティプロモーション事業のうちPR看板設置分の減額をしております。

次に、事業継続支援給付金事業1,500万円の追加です。申請者増加見込みによる増額であります。

次に、ストップコロナ対策認定店舗奨励事業800万円の追加です。申請者増加見込みによる増額であります。

次、20ページです。2目賦課徴収費です。町税徴収管理業務、町税過誤納還付金及び還付加算金120万円の追加です。企業への固定資産税還付金が発生したためであります。

次の2款3項1目の戸籍住民基本台帳費、個人番号カード関連事務の委任に係る交付金188万3,000円の減額です。事業費確定による減額であります。

次、21ページです。2款4項3目町長選挙費、町長選挙で464万8,000円の減額であります。無投票による減額となります。

22ページです。3款1項2目高齢者福祉費、説明欄、真ん中ではありますが、介護慰労金支給事業132万円の減額です。これについても交付額確定による減額となります。

次に、3目障害者福祉費、障害児（者）自立支援事業726万3,000円の減額です。これについても事業費確定による減額となります。

次、23ページです。3目障害者福祉費、障害介護給付費1,034万7,000円の減額です。事業実績見込みによる減額です。

次に、障害児給付費368万1,000円の減額、これについても事業実績見込みによる減額です。

次に、3款2項1目の児童福祉総務費です。子ども・子育て支援事業の子育て支援金支給事業118万円の

減額です。支給対象児童減少による減額であります。

次に、学童保育運営委託事業160万円の減額、これも実績見込みで利用児童数減少ということであります。

24ページです。2目児童措置費、子どものための教育・保育給付事業（2・3号）1,417万4,000円の減額です。これについては利用人数が当初見込みよりも減少したためということであります。また、平均公定価格、利用人数減少ということです。

次に、子育てのための施設等利用給付事業（2・3号）167万円の減額、利用人数が当初見込みよりも減少したということ です。

次、民間保育所等補助事業428万2,000円の追加です。実績に基づく国庫金、県費の返還となります。

次、児童手当支給事業（手当費）869万5,000円の減額です。当初見込みより延べ児童数が減少したためであります。

25ページ、4款1項2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業2,207万円の追加です。これについてはワクチン接種に関する事務費用になりますが、令和3年4月以降に必要となる費用は、予算化の上、繰越しするよう国から指示があり、事業費を追加して全額繰り越すものであります。

次、26ページです。3目環境衛生費、合併処理浄化槽設置費補助事業554万8,000円の減額です。補助額確定による減額です。

27ページをお願いします。2目塵芥処理費、ごみ広域処理事業、館林衛生施設組合負担金671万円の減額、次の3目し尿処理費、同じく組合への負担金480万4,000円の減額、共に構成市、町の負担額確定による減額となります。

28ページをお願いします。6款1項3目農業振興費、担い手育成・就農支援事業367万7,000円の減額、補助金額確定による減額です。

5目農地費、県営五箇谷地区ほ場整備事業、土地改良事業負担金512万円の減額、県営城沼水路地区整備事業の水路整備負担金が345万8,000円追加で、ガードレール設置負担金が400万円減額、トータルで54万2,000円の減額です。

農地中間管理事業269万円の減額です。それぞれ事業費確定による減額となります。

29ページをお願いします。7款1項2目商工業振興費、産業施設及び商業施設誘致促進奨励事業620万9,000円の追加です。内訳としますと、産業施設立地促進奨励金914万円追加、商業・業務施設立地促進奨励金6万9,000円追加、雇用促進奨励金300万円の減額ということ です。

次に、30ページをお願いします。8款、下の2項3目道路新設改良費、町単独道路整備事業104万円の減額、主要道路延伸調査事業228万1,000円の減額です。共に事業費確定による減額であります。

31ページです。一番下、4項都市計画費、3目下水道費、下水道事業特別会計繰出金1,727万4,000円の減額です。下水道事業費確定による減額となります。

32ページです。下の8款5項1目住宅管理費、町営住宅管理事業104万5,000円の減額、木造住宅耐震改修促進事業216万7,000円の減額、それぞれ事業費確定による減額であります。

33ページ、9款1項2目非常備消防費、館林地区消防組合負担金（非常備消防）ですが、339万4,000円の減額、3目の施設費、同じく組合負担金（消防施設）ですが、365万円の減額、共に負担額確定による減額となります。

4目の防災対策費、広域防災情報伝達システム事業、戸別受信機購入費ですが、200万円の減額です。これについては在庫がありますので、購入をしないということでの減額であります。

次、34ページです。10款1項教育費の2目事務局費です。子どものための教育・保育給付事業（1号）、1,399万9,000円の減額です。平均公定価格、利用人数が減少したということであります。

4目の教育指導費、外国青年招致事業（JETプログラム）、291万9,000円の減額です。これはコロナの影響により新規のALTが来日できずに、人員が1名減となったということであります。

次に、35ページをお願いいたします。10款4項社会教育費、この項につきましては全ての事業がコロナの影響による事業未実施による減額ですので、省略をさせていただきます。35ページ、36ページ、37ページ、38ページの上段までが、全てコロナの影響により事業ができなかったということであります。

次に、12款1項公債費、公債費については利率の見直しで利率が下がりにまして、元利金等返済をしているために利子が減額となって、元金が増額するということになります。1目元金、長期債償還元金80万6,000円の追加です。2目利子長期債償還利子306万2,000円の減額です。

次、39ページです。地方債の現在高の見込みに関する調書であります。第4表で説明させていただいた地方債補正を整理したものであります。一番左の列が30年度、次が令和元年度、一番右が令和2年度末の現在高の見込みであります。

表の右下、一番下であります。合計で43億6,400万4,000円になります。

以上で一般会計補正予算（第9号）をご説明いたしました。ご審議の上、採択いただきますようお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井委員。

○荒井英世委員 25ページ、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業ですけれども、これは先ほどの8号補正の中で若干説明がありました。2点ほど質問したいと思います。

現在、接種体制の整備を進めているということですが、この中で1つは会場の問題について、まず1点目お聞きします。全員協議会で、会場については中央公民館1か所ですということだったのですが、現在そういった形で進めているのでしょうか。

○森田義昭委員長 小野寺健康介護課長。

○小野寺雅明健康介護課長 今現在も中央公民館1か所ということで進めております。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 ちょっと気になるのですけれども、例えば公民館ですと各北とか東とか南とか遠い人がいますよね。最初、まず65歳以上の高齢者を対象にやるわけですよね。そうしますと、恐らく足のない人とかそういった人たちが出ると思うのです。そういうことを考えると、各地区公民館ありますよね、中央公民館入れて4か所。そういったところを会場にできないのでしょうか。

○森田義昭委員長 小野寺健康介護課長。

○小野寺雅明健康介護課長 ただいまのご質問に回答いたします。

中央公民館に決めた理由としましては、まず今回のファイザー製の薬品が非常に厳しい管理下に置かれて



おりまして、あまり多くの場所に配ることは望ましくないということもありまして、まずは冷蔵庫を設置するところからできるだけ近いところということで役場に設置をしますので、その一番近い中央公民館というふうに考えました。

あと、それと足とかにつきましては、確かに独り暮らしとか、あと車を持っていないという方については、4月早々にタクシー券等も配りますので、そちらでも対応をしていただけたらなというふうには考えております。今のところ1市5町の状況を言いますと、どこも館林市以外はみんな1か所で実施するような考えでいます。

以上です。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、そのタクシー券ですけれども、クーポン券をいずれ配りますよね。そのときに一緒に配るわけですか。

○森田義昭委員長 小野寺健康介護課長。

○小野寺雅明健康介護課長 今言ったタクシー券というのは、車を持っていない高齢者の方に毎年配っているタクシー券のことなので、特にそれはクーポンと一緒に配るということではないです。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 分かりました。

それから、もう一点ですけれども、この中で人材派遣委託料とありますよね。恐らく集団接種については、館林邑楽郡の医師会、その協力の下やると思うのですけれども、一応補正の中で1,000万円でしたか、繰越明許でなっていくますよね、上限で。そうしますと、委託の関係ですけれども、その辺も具体的に大体もう決まっているのでしょうか。

○森田義昭委員長 小野寺健康介護課長。

○小野寺雅明健康介護課長 こちらにあります人材派遣の関係につきましては、今のところ予定しているのが、まずはコールセンターに2回線を引きますので、予約のために2名、あとそれと接種で行って、実際に受付を2名、あとそれと接種後のまた予約等、あとは接種済証を貼るということで2名ということで、6名を予定して進めているところでございます。

以上です。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 分かりました。

そうしましたら、その医師の関係はあれですか、館林と邑楽郡で、例えば板倉町がいつ頃になるか分かりませんが、それは同時に、全ての自治体と一緒に、同じ日にやるということではないですよ。やはり医師会から人数が派遣されてくるわけですよ。それはやはりその辺のスケジュール的なものというのは、もう詰めてあるのですか。

○森田義昭委員長 小野寺健康介護課長。

○小野寺雅明健康介護課長 今回のやり方につきましては、まず医師会の予防接種担当理事さんがいまして、そちらと協議した結果、医師会員全員にアンケートというか調査をしまして、実際に予防接種ができる曜日、日時、あとはその病院で出せる人員等の回答をしていただきまして、その一覧表を医師会で作りました。そ

れに基づきまして何曜日の何時とか、そういうので1市5町で各町割、基本は板倉の場合は、板倉の先生がいれば、それを優先させまして、板倉の先生だけでは駄目なところにつきましては、できるだけ近い館林の先生にお願いをするというような方向で、まだ最終的な決定ではなく、今は調整をしている段階でございます。

以上です。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかに。

延山委員。

○延山宗一委員 5ページなのですけども、繰越明許の関係です。これにつきましてはコロナウイルスの関係で、シティプロモーション事業の中で看板ということで、607万円減額されているということであるわけですけども、当然繰越しをするということの中で、どのように今後進めていくのか。何か以前、設置をするということで大分話が進んできたのかなと思うのですけれども、ちょっとその後が進んでいないような気もするのですけれども、それについてお伺いしたいと思います。

○森田義昭委員長 根岸企画財政課長。

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

看板につきましては、2月の臨時会のときでしたか、ご説明をさせていただいて、いろんなご意見をいただきました。その後、国のほうで臨時交付金の第3次も出るということでありまして、その辺で一旦全部の事業を見直しました。あのときには、年度内に臨時交付金を消化しなくてはならないというような状況もありましたので、取りあえず庁舎内の敷地内に看板を設置したいという話をさせていただきました。

その中で、そこよりも国道354号沿いがいいとかいろんなご意見をいただきましたので、一旦その話は、その後、コロナ関係の第3次の限度額も来て変わりましたので、一旦ここで看板については見直しを図るために、そのために繰越しをするということでもあります。道路沿いですと、いろんな屋外広告物条例等そういう法律もありますので、その辺で道路沿いですといわゆる案内看板が中心にならざるを得ないということがあります。そういうことで、その辺を案内と、それから町のイメージ等を付け加えるということをどのようにしていくかということで、もう一度4月以降に見直しして、またどんなことができるかということを相談させていただきますが、そういうことで一旦取下げをして、また新たに新年度で検討するということがあります。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうしますと、次の補助が出るというようなことも踏まえて計画をしているということになるので、理解してよろしいでしょうか。当然コロナということで、それに対しての看板の内容、600万円ということで非常に高額だということは、文字が書き換えられるようなということで非常に高額な予算を取ったとは思いますが、なかなかやはり検討すると、果たしてこれでいいのかなという気もするのですけれども、しっかりとした対応をしてもらわないと、せっかくコロナということで国が見るのだからいいやということではなくて、対応していくことが必要かなと思うのですけれども、それについてはいかがですか。

○森田義昭委員長 根岸企画財政課長。

○根岸光男企画財政課長 先ほど申し上げたように、今は事情があのとときと、その後、コロナの臨時交付金の額がまた追加になったということで、いろいろ内部調整もいたしまして、取りあえずは皆さんからご意見をいただきましたので、あのとときの庁舎の敷地内につくる場合には、コロナ関連の文言を入れたり、あるいは町のスローガ的なことを入れることもできるのかなと思いましたが、金額が多額でもあるということで、やはり効果的には国道沿いとかのほうがよろしいというご意見もいただきましたので、その辺でどういうことができるか。あるいは、現在、既に設置してある看板等もありますが、それについても以前申し上げたと思いますが、学園都市あるいは季楽里農産物直売、そういう看板もありますので、その辺の見直しも含めて、全体でどのようなものができるかということを考えていきたい。白紙に戻して、もう一度考えさせていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうすると4月頃の状況によっては、今後、進め方を調整していくということで理解しました。やはりせつかく看板を上げるということは、もちろん自費ということも今までだったらあったわけなのですけれども、せつかくのチャンスということでもありますので、長く町民に喜ばれるような看板を今後検討して進めていってもらいたいと思えます。また、そのときは話も当然いただけるのかなと思うのですけれども、よろしくお願ひいたします。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませぬか。

針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 6番、針ヶ谷です。お願ひします。

13ページの歳入と28ページの支出の絡みですけれども、農業振興費についてですが、歳入のほうは申請がきなかった分が減額になって、申請できたはばたけぐんまの担い手支援事業については追加になっているという認識でよろしいのだと思うのですが、それにかかって28ページの歳出になっているかと思うのですが、担い手支援事業の追加分については、これは結構なことだと思うのですけれども、せつかく使えるものが減額になっているという部分につきまして、以前もちょっと審査が厳しくなって使えない事業も出てきたりとかというようなこともあったわけですけれども、今回のこの減額についての現状について、分かる範囲でお知らせいただければと思えます。

○森田義昭委員長 伊藤産業振興課長。

○伊藤良昭産業振興課長 委員お尋ねの担い手育成農支援事業の増減の関係でございすが、今回の補正につきましては、実施の状況に合わせての増減という形になりました。当初予算から現状の差ということでございすが、こちらの補助制度につきましては、まず国の補助が使えるようなものにつきましては、国の補助のほうに手を挙げると。それ以外のものについては県の補助、こちらはいわゆるはばたけぐんまの担い手支援事業、これが県の事業になっています。

それと、強い農業、こちらが旧の経営体育成支援事業、これが国の事業となっておりますので、まず強い農業のほうに手を挙げた。それで、そちらに条件がかなわないものについて、県のはばたけに手を挙げているというような状況でございすが、当初、国の補助事業について3件を申請していたところでございすが、いずれもポイント不足というようなことで、こちらは1件については3年後の目標もちょっと達成が見込め

ないということで、1人の方については辞退、2人の方につきましては県のはばたけのほうに移行してございます。

当初、はばたけで予算を計上いたしました2件については、1件についてやはり目標達成の見込みができないということで辞退、1件についてはそのままはばたけに移行してございます。国の補助金からはばたけに移行した件数が2件、当初の2件からはばたけにそのまま移行したものが1件、こちらで3件でございますが、追加の要望がございまして、2件追加となりました。内容につきましては、トラクターの購入、それとコンバインの購入、こちらは年度内の途中で追加の申請が可能となりましたので、その分の実績に応じての増額ということでございます。

以上です。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。以前もご説明いただいたとおり、国がなかなか審査が厳しくて、こちらはやる気はあるのだけれども、向こうの審査をなかなか通してくれない旨のお話はいただいたかと思うのですけれども、それが現状でもなかなかかなわないと。これをではどうすれば通るかということも、やはり農家を含めて研究していただく必要もあるのかなと思っはるのですけれども、私なんかも直接農水省のホームページ見たりしても、いい話だなと思って中身をのぞくと、やはり最後のとりでを崩せない状況が多々あるものですから、致し方ない部分もあるのかなと思うのですけれども、利用される方はそうですね、3年、4年に1回ずつぐらいで何回も利用される方と、なかなかそこまで到達できない、若手中心にそういう方もいらっしゃるのかなと思うのですが、やはり広く情報を発信していただき、10%から15%ぐらいの補助率になるかなと思うのですけれども、それでも大きい額になりますと、やはり10万円、20万円の補助額になってきますので、そういったものについて現状では広報等についても問題なく進んでいるという認識でよろしいでしょうか。

○森田義昭委員長 伊藤産業振興課長。

○伊藤良昭産業振興課長 委員おっしゃるとおり、農家の皆さんにどれだけ情報を発信できるかということで、町といたしましては広報紙またホームページを活用しての周知となりますが、農家の皆さんが情報を収集しやすいというのは、やはり農協さん、JAのほうからの情報のが入手しやすいということになってございますので、JAのほうとも連携をしながら、今後も周知を図っていきたいというふうに考えてございます。

それと、農政の補助事業については、いわゆる担い手づくりということで、認定農業者がほぼ対象となっているところでございまして、認定農業者についてもいわゆる経営面積、また販売額、これは大きな幅がございまして、認定農業者なら必ず補助を受けられると、こちら先ほど申し上げたとおり、ポイントでどうしても経営面積が大きい、また販売額が大きい、また補助金を導入した後に、どれだけ経営面積を増やせるのか、どれだけ販売額が高められるのか、その辺がポイントになってきますので、当初予定したとおりに3年後に果たしてそこまでの目標が達成できるのかということで、農家の皆さん自らちょっと難しいのかなということで手が引込まれてしまう、そういう現状もございまして、その辺についてはやはり制度の内容について、農家の皆さんにはきちんとした説明が必要かなと。いつでも役場のほうにご来庁いただければというふうなことも併せて周知をしてみたいと、そのように考えてございます。

○森田義昭委員長 針ヶ谷委員。

○針ヶ谷稔也委員 ありがとうございます。板倉町については、農協の青年部というのが現状でもまだ設置されていると思いますので、そういったところからやはり情報を注入していただいて、幅広く広めていただくような方法もあるのかなと思いますので、一考いただければと思います。ありがとうございました。

○森田義昭委員長 ほかにございませんか。

本間委員。

○本間 清委員 17ページの一番下の段、無料コミュニティバス運行事業ですけれども、現在の路線バスは高齢者は100円、一般の方は200円というふうに料金を徴収しておるわけですが、無料コミュニティというぐらいいですから、もちろん料金は取らないわけでしょうけれども、こういった100円、200円という金額ぐらいいでしたら私は取ってもいいのかなと思います。受益者負担ということもありますし、また今度の運行バスも水を入れて走っているわけではないのですから、そういった経費の部分も考えてもいいのかなと思ったのですけれども、そういった議論はなかったのでしょうか。

○森田義昭委員長 町長。

○栗原 実町長 路線バスと無料コミュニティバスは、元来が福祉的なものと、利便性を重視したいいわゆる交通弱者に対するものと、定期路線と全く本質的に根本が違います。ですから、例えば福祉センターへ来られる皆さん方が手を挙げれば、無料で送り迎えるもするみたいな、そういう意味でありますので、喉から手が出るほどご指摘のとおり、ガソリンを水を入れて走るわけではありませんし、運転手も当然確保しなくてはなりませんから、本間委員の言うような議論は当然するわけではありますが、本質的に違うということ、お金を取ってはいけないと。そのかわり特典は、路線を変更するにも、路線バスの場合はしかるべき経路を経、期間を経て議論をし、妥当な認定路線というものがつくり上げられるわけではありますが、そういった手続は全く簡素でありまして、国に許可を求めなくても町の意向ですぐ始められる。

ただし、そういう面での自由さはあるのですが、お金についてはただと。一番これから多分問題も出てくるのだらうなとは思いつつもあるのですが、同じ板倉町を走る路線についても、この路線だけが今のところ無料ということでもありますし、またこの間、各行政区に区を通して配布をした形ではありますが、無料ではあるのですが、以前と同じように館林の駅へ行くとか、乗り継いで行くという場合には、他の路線バスを使わなくてはなりません。例えば南の方が役場のそばへ来て、そこのまるよしさんの手前、東側の信号の近くの停留所で乗り換えて館林へ行くという場合には、今までは全線で100円もしくは200円だったのですが、今度半分であろうが1駅利用しても、1停留所を利用しても、極端に言うとその路線を利用しなくては行けないわけですから、そういうケースについてはお金が100円あるいは200円かかると。

ですから、今まで南地区の皆さんで、例えば学生さんが明和の一部を通過し、館林の南のほうを通過して館林駅へ到達する路線と比較した場合、無料のところもあるのですが、ちょっと今度は行き方が変わってということで、でも基本的には館林の駅まで行くには学生は200円やはりかかってしまいます。そういう面のPRがちょっと足りないのかなという感じは持っておりますし、そのうち南はそうで、では同じ北回りはどうか、不公平感はどうとか、いろいろ想定はあるわけではありますが、一挙に全部コミュニティバスというわけにもいきませんし、資金の手当てとか、私も例えば館林市と合併のときに議論も出たのです、話が全然違いますが。館林市の市長は、まさに利用者負担の原則。ですから、板倉町みたいにばらまき政策はしない。したがって、頑として給食費の無料化は同意をしなかったわけでもありますし、いろんな考え方の違いがあ

ってですが、板倉町についてもできれば本当は一部の、だから南の今の指摘に対して、私自身も強制ではない形で、運賃等は取られないように100円でも200円でも入れて乗る。

だけれども、考えてみると、そこへ入れて乗るということになると、先ほど言った乗り継ぎのシステムも変わってきて、またそうすると400円も払わなくてはいけなくなってしまうたりいろんな問題点もあり、一定の時間をかけて廃線を合意し、そこへ空白期間をつくらないということに対してすぐ対応するためには、路線のバスではもう国の、あるいはいわゆる交通協議会とかいろんなものの認可を取るのに一定の期間かかってしまうということも含めて、非常に苦しみ抜いた上での結論が現状であるということで、そういう性格を持った路線をやむを得ずつくらざるを得なかったということでもありますので、そこはご理解いただきたい。

例えば、この間まで争っていた明和さんが、基本的には全面的に我が町の言うことが当然通ったわけでありましたが、明和町としても威勢よかったのですが、明和から板倉の南を回ってフレッセイとかに来たお客さんが、逆に明和のほうなんかもいて、廃線になってしまったら困ってしまったなんてこともあるわけです。明和町の定期路線は、南路線は今まであったのですけれども、使った人はごく一部なのです、明和全体を通過していないから。今度は、明和はコミュニティバスに近いものも性格を併せ持った路線は自由。だけれども、営業許可を取らなくてはならないタクシー権みたいなもの、それがラクシーとかチョイソコめいわみたいなものが、それには両方の性格を持っていて、長所、短所あるわけですから、それをあるにしても、やはり月に5,000円とか定期券を買わなくては、利用してもしなくても買わなくてはならないとか、明和さんも苦労しているようでもありますし、明和町で例えばチョイソコめいわかラクシーか使って直接東洋大駅前までには、多分今の時点では営業権みたいなことでつつじ観光のタクシーとかそういう点から横やりが入ってしまうだろうし、いろいろ考えてみると我が町の南地区と明和の境界点、排水機場のそばに1か所、我が町のコミュニティバスの停留所ができる。

そこへラクシーで来て、そこから乗っていけば行けないことはないのだけれども、ほかの町の人を無料で乗せるとか乗せないとか、事故が起こった場合の損害賠償のことを考えたときに、まだそこまでの明和町に対する対応は考えておりませんし、そうすると明和の人が、こちらが寛大に対応して、ラクシーかチョイソコめいわで岩田の本島さんのところへもう一つ同じ路線の停留所ができるのです。乗換え場所ができます。そこへ来ると、明和さんがラクシーで来て、5,000円の定期券を使ってきて、そこから中央ラインの東行きへ乗ると、やはり100円とか200円とかかかるとかいろいろありまして、そういった問題点については、これからちょっと明和と時間をかけて、明和が銭出せなんてとんでもないこと言ったからはねつけたのですが、それを明和から取り下げるということでありましたので、新聞のとおり合意文書を作ったということでもありますので、諸問題が全て今時点で解決をしているということではありませんので、それをご理解をいただきたいということでもあります。

○森田義昭委員長 本間委員。

○本間 清委員 町長の説明の中にもありましたけれども、やはり1か所を無料にするということは、板倉町はまだ北線、また中央線もあるわけですので、当然そこに話は行くと思うのです。それを無料化をやるということは、福祉の向上ということもあった手前、これは誰も文句は言わないと思うのですけれども、ではいよいよ経費がかかるようになってきまして、ではそれからまた元へ戻すということはもうできないと思うのです。

ですから、今回、そのようにちょっと疑問を持ったのですけれども、やはりまだ出来たて、つくりたてということでいろいろな課題がこれから出てくると思いますけれども、一つ一つ検討し、実践し、クリアしていかなければならないということで、町長の説明で分かりました。ありがとうございました。

○森田義昭委員長 ほかにありませんか。

今村委員。

○今村好市委員 10ページですか、なかなか行政というのはコロナに関する経済活動の影響というのが非常に受けにくいわけなのですが、たまたま町営駐車場の使用料という形で当初見込んだ2,200万円を1,290万円減、半分以下にしてやらざるを得ないという、こういう実態がありますので、多分こういうこと、2分の1以下に収入が減ってしまうということなのでしょうけれども、営業活動をやっている町内の事業所等においてもこういう形が至るところに出ているのかなという感じがいたします。

こういう中で、例えば働き方が変わったとか、リモートになったとか、不要不急の外出等を含めて駐車場については月ぎめと一時利用があるわけなのですが、これ両方とも半分以下になってしまったのか、割合としては月ぎめが多いのか。東京に遊びに行くとか、不要不急の外出というのは、どちらかというとき一時利用なのでしょうけれども、通勤通学については月ぎめだと思うのですが、この辺の分析は当然できているのでしょうか。

それと、前には、駅ができて間もなくの頃は、ずっと東武の駅から駅の利用者も町に対して報告があったのですけれども、最近ないようなのですが、コロナ禍において板倉の駅の利用というのはどんな変化をしているのか、その辺も後で分かりましたによろしくお願ひしたいと思います。

○森田義昭委員長 落合総務課長。

○落合 均総務課長 町営駐車場の関係でございますが、積算の上で定期利用の駐車場でございますが、当初の見込みが月150台の利用料5,000円の12か月分ということで、900万円を計上してございました。現状の収入状況で見まして、150から月の契約台数を81台の5,000円掛ける12か月ということで見直しをして、414万円の減額となりました。割合的には54%ということでございます。

一方、一時利用の駐車場であります。こちら1日70台の365日で、利用料500円ということで、当初では1,277万5,000円を計上させていただいておりましたが、特にこちらのほうはやはり影響のほうが大きくて、70台から1日22台ということで、1日22台の365日掛ける利用料500円ということで、401万5,000円の収入見込みということで876万円の減額となりました。こちら当初に比べますと31%ということですので、定期利用が約半分、これに対しまして一時利用につきましては3分の1、そのような実態というふうになってございます。

以上です。

○森田義昭委員長 根岸企画財政課長。

○根岸光男企画財政課長 委員おっしゃっている利用者の報告というのは、現在、東武からはありません。ホームページ等で見るとはありますが、年に1遍来るかどうかだとは思いますが、ちょっとそれについては確認をいたしますが、昨年10月に両毛地域で毎年、東武鉄道に要望活動を行っています。その席で東武鉄道から言われているのは、いろんなところで要望されても困ると、もうそういう状況ではないということを確認してくださいということです。極端なこと言うと、存続さえ危ないのだと、そのレベルだそうで

す。ですので、先ほど言ったように、テレワーク等で相当減っているということでもあります。ですので、人数等についてははっきりしたことは言えませんが、状況的にはもうそのような状況になってきているということは、我々も考えなくてはならないかなということを改めてそのときには知らされたという感じはいたします。

以上です。

○栗原 実町長 今のは誤解を受けるとんでもないことになってしまうから、要するに館林市の陳情団体が全体としてそういうことを言われているということなのでしょう。

○根岸光男企画財政課長 そうです。

○栗原 実町長 板倉だけそう言われていない……

○根岸光男企画財政課長 そうですね。内容的には、両毛地域でいろんなことを、便数を増やしてくれだとか、りょうもう号を増やしてくれだとか、いろんな案が出るのですけれども、もうそういう状況ではないという、そういう意味でのことでもあります。板倉がということではありません。

○栗原 実町長 全市町ということ……

○根岸光男企画財政課長 そうですね。そういうことです。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 質疑を終結いたします。

議案第16号 令和2年度板倉町一般会計補正予算（第9号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

小野寺健康介護課長。

○小野寺雅明健康介護課長 お世話になります。それでは、議案第17号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容としましては、令和元年度介護保険事業確定に伴います前年度繰越金、補助金、交付金の精算に係る補正で、歳入歳出それぞれ5,465万1,000円を追加しまして、予算の総額を13億4,236万1,000円に増額するものでございます。

2ページから5ページにつきましては、町長からの提案理由でご説明申し上げましたので、省略いたします。

6ページをお願いいたします。歳出でございまして、7款1項5目2節事務費繰入金から76万6,000円の減額です。こちらの詳細は歳出で説明いたします。

次に、7款2項1目介護保険基金繰入金から771万2,000円の減額です。こちらにつきましては次の8款1



項1目繰越金に、前年度繰越金を6,312万9,000円の追加によります歳入増により、繰入金の全額を減額いたします。令和2年度につきましては、介護保険基金からの繰入れの必要がなくなりました。

次に、7ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項1目一般管理費から76万6,000円の減額でございます。こちらの歳出減額によりまして、先ほどの歳入、事務費等繰入金を減額いたしました。内容としましては、説明欄をお願いいたします。介護保険システム改修委託料の22万円の追加、高齢者福祉計画策定業務委託料から入札の差金98万6,000円の減額によりまして、差引き76万6,000円の減額でございます。

次に、4款1項1目基金積立金に2,634万7,000円の追加です。こちらは前年度繰越金から基金繰入金、償還金を差し引き、なお残りました前年度繰越金分を介護保険基金に積立てを行うものでございます。

次に、7款1項2目22節償還金利子及び割引料に2,907万円の追加です。こちらは令和元年度介護保険事業確定に伴います償還金の追加です。内訳としましては、介護給付費、こちら国庫負担金です。過年度分返還金に2,400万5,000円の追加。地域支援事業交付金、こちらも国庫補助金です。過年度分の返還金に151万円の追加。

次のページをお願いいたします。8ページです。続きで説明欄をお願いいたします。介護給付費、こちら県費負担金、過年度分返還金に314万7,000円の追加です。

最後となりますが、地域支援事業交付金、こちら県費補助金の過年度分返還金に40万8,000円の追加でございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご採択賜りますようお願い申し上げます。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○森田義昭委員長 質疑を終結いたします。

議案第17号 令和2年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第4号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について審査を行います。

担当課長からの説明をお願いいたします。

峯崎住民環境課長。

○峯崎 浩住民環境課長 それでは、議案第18号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

内容的には、決算に伴います繰越金の確定及び事業費等の確定に伴うものでございまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ564万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,564万8,000円とするものでございます。

資料を開けていただきまして、2ページ、3ページにつきましては提案理由の説明の内容となっておりますので、4ページをご確認いただきたいと思います。4ページ、第2表、地方債の補正でございますが、今

年度、令和2年度実施いたしました公営企業会計移行に伴います計画策定業務委託費の確定に伴い、当初550万円の借入を予定していたところでございますが、借入額が100万円に変更となったものでございます。

資料5ページ、6ページにつきましては、事項別明細書になっておりますので省略をしまして、7ページの歳入の説明を行いたいと思います。7ページでございますが、表の中央、繰越金の額が確定したことに伴いまして、また下水道会計法的管理移行に伴います計画策定業務委託費が確定したこと、この2つによりまして一番上の上段の一般会計からの繰入金額が確定しまして、1,727万4,000円の減額となっているものでございます。

続きまして、8ページになりますが、歳出になります。下水道費の総務費としまして、地方消費税納付額を116万円減額しております。これは下水道料の収入が消費税を抜いた額が5,000万円を超えたことから、これまでの簡易方式から変更になりまして、計算を行ったところ、最終的には消費税の納める額が116万減額となったものでございます。

また、もう一つのほうでございますが、公営企業移行に伴います計画策定業務委託料、こちらの委託料が確定したことに伴いまして、当初予定していた予算額を減額するものでございます。こちらの減額に伴いまして、次の9ページになりますけれども、地方債の前々年度末における現在高及び前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書、これにつきましても、表の真ん中ほどになりますが、当該年度中の増減見込みというところで起債見込額が100万円のほうに変更になったというところで、こちらの調書の表のほうも変更になっているものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明のほうをさせていただきました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 質疑を終結いたします。

議案第18号 令和2年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました補正予算関係3議案の審査を終了しました。

委員各位の慎重なるご審査、また執行部の皆様によるご説明、誠にありがとうございました。

---

#### ○閉会の宣告

○森田義昭委員長 以上をもちまして、本日の予算決算常任委員会を閉会いたします。

閉 会 （午後 1時04分）